

山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県における建設工事等の発注事務に関し、事業者等から職員に対する不当な働きかけ等があった場合の対応に必要な事項及び職員の綱紀保持に必要な事項を定め、情報の共有化等により組織としての適切な対応の徹底を図るとともに、発注事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。

2 この要綱において「発注事務」とは、資格審査、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約方法の選択、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査及び支払い並びに契約履行状況の確認及び評価等、発注全般に係る事務をいう。

3 この要綱において「入札参加資格業者」とは、建設工事等競争入札参加資格のある事業者（役員、使用人、代理人その他これに準ずるものを含む。）をいう。

4 この要綱において「事業者等」とは、入札参加資格業者等、県における建設工事等の発注に何らかの利害関係を有する者（ただし、「山口県職員等公益通報制度実施要綱」（以下「公益通報制度実施要綱」という。）第2条第4項（1）から（5）までに定める「一定の公職にある者等」を除く。）をいう。

5 この要綱において「職員」とは、知事、副知事並びに知事部局及び企業局に所属する職員をいう。

6 この要綱において「部局」とは、知事部局及び企業局の事務局をいう。

7 この要綱において「発注事務担当職員」とは、発注事務を担当するすべての職員（決裁者及び決裁において経由する者を含む。）をいう。

8 この要綱において「不当な働きかけ等」とは、建設工事等の個別の契約に係る発注事務に関し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

(2) 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為

(3) 非公開又は公開前における、予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点（これらを推測できる金額、数値等を含む。以下「公開前の予定価格等」という。）に関する情報漏えい要求行為

(4) 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

9 この要綱において「要求行為」とは、陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子メール等の形態を問わず前項の内容を含む意思表示をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 入札公告等に基づく設計図書に関する質問
- (2) 業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された、発注事務全般に関する意見書、要望書等の提出
- (3) 公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認
- (4) 法令等により認められた権利の行使等

10 この要綱において「工事発注事務主管課」とは、各部局において建設工事等の発注事務を統括する課（該当する課がない部局においては主管課）をいう。

11 第8項の「公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為」には、当該発注事務担当職員に公正な職務の執行を損なう行為をさせるために指示等を行うことを、当該職員以外の職員に要求する行為を含むものとする。

（報告）

第3条 事業者等から不当な働きかけ等に該当すると思料する要求行為を受けた職員又はそれを知り得た他の職員は、その内容を部局の長又は課、室若しくは出先機関の長（以下「所属長等」という。）に報告するものとする。

（記録）

第4条 前条において、不当な働きかけ等に該当すると思料する要求行為を受けた職員又はそれを知り得た他の職員は、所属長等の指示等により当該不当な働きかけ等の概要を記録票（別記様式）に記録するものとする。ただし、課、室又は出先機関の長（以下「所属長」という。）より上位の職位にある職員は、不当な働きかけ等に係る事務を所管する所属長に記録票の作成その他の事務を行うよう指示等を行うことができる。

（記録票の取扱い）

第5条 職員は、記録票を作成した場合は、工事発注事務主管課長に提出の上、報告するものとする。

2 工事発注事務主管課長（土木建築部技術管理課長は除く。）は、速やかにその写しを添付し、土木建築部技術管理課長に報告するものとする。

3 作成された記録票は、工事発注事務主管課において保管するものとする。

4 記録票について、山口県情報公開条例（平成9年条例第18号）の規定に基づく開示請求があったときは、工事発注事務主管課長が対応するものとする。

（公表）

第6条 土木建築部技術管理課長は、毎年度の不当な働きかけ等の件数を公表するとともに、必要があると認めるときは、不当な働きかけ等の内容を公表するものとする。

（不当な働きかけ等への対応）

第7条 職員は、不当な働きかけ等に対して応じてはならない。

2 入札参加資格業者から不当な働きかけ等があった場合、知事は、「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」に基づき、指名停止措置の可否を判断するも

のとする。

- 3 職員は、不当な働きかけ等をする事業者等に対し、当該不当な働きかけ等について記録し、当該記録が山口県情報公開条例の規定に基づく開示請求及び前条の規定に基づく内容等の公表の対象となること、並びに当該事業者等が入札参加資格業者である場合には指名停止措置の可否を判断することを説明するよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 発注事務担当職員は、公表前の予定価格等その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。

- 2 発注事務担当職員は、自ら担当する発注事務の秘密を業務上知り得る立場にある者以外の者に教示又は示唆をしてはならない。
- 3 発注事務担当職員は、発注事務の秘密に関する書類等の決裁や保管を厳格に取り扱うとともに、当該書類等を庁外に持ち出し、送付をし、その他これに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして、所属長の承諾を得た場合は、この限りではない。

(事業者等との応接方法)

第9条 発注事務担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

- 2 発注事務担当職員は、事業者等との応接にあたっては、原則として受付カウンターや応接コーナー等オープンな場所で行うものとする。
- 3 発注事務担当職員は、やむを得ず個室で対応する場合は、複数の職員で応接するとともに、ドアを開ける等疑惑を招くおそれのないよう配慮するものとする。
- 4 発注事務担当職員は、やむを得ず一人で対応しなければならない場合は、原則として事業者等との会話をICレコーダー等で録音し、不当な働きかけ等に該当すると思料する要求行為を受けた場合には、その記録を保管するものとする。
- 5 発注事務担当職員は、電話による事業者等との応接について、不当な働きかけ等に該当すると思料する要求行為を受けた場合には、文書等を作成し、その記録を保管するものとする。

(執務環境の整備等)

第10条 発注事務を所管する所属長は、発注事務を行う執務室について、事業者等の自由な出入りを制限するとともに、掲示等によりその旨を周知するものとする。

- 2 発注事務を所管する所属長は、発注事務担当職員が事業者等と応接するための受付カウンターその他の場所を確保するものとする。

(職員のコンプライアンス)

第11条 発注事務担当職員は、関係法令を遵守しなければならない。

- 2 発注事務担当職員は、「山口県職員倫理規程」又は「山口県企業局職員倫理規程」を遵守しなければならない。
- 3 工事発注事務主管課長及び発注事務を所管する所属長は、発注事務担当職員に対し、

発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修、講習等の充実に努めなければならない。

(他制度との関係)

第12条 不当な働きかけ等が、公益通報制度実施要綱第2条第4項に定める「一定の公職にある者等」により行われた場合には、同要綱又は「山口県企業局職員等公益通報制度実施要綱」及び「一定の公職にある者等からの働きかけ等に対する県職員の対応要綱」又は「一定の公職にある者等からの働きかけ等に対する職員の対応要綱」によるものとする。

第13条 不当な働きかけ等が、「不当要求行為対応マニュアル」に定める「不当要求行為」に該当する場合には、本要綱によるほか、同マニュアルによるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。